

裁 決 書

長野県

審査請求人

長野県

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 6 月 6 日付けで提起された、処分庁が平成 25 年 5 月 24 日付けで行った、生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 25 年 5 月 24 日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定処分は、これを取消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が、請求人に平成 25 年 5 月 24 日付けでした生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人の生活保護申請に対し、同居する前妻の収入を含む世帯の収入が保護の基準を上回るため、生活保護申請を却下した。

これに対し、請求人は、世帯の収入により最低の生活が維持可能とすることは納

得できない不当な決定であるとして、本件処分の取消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は平成 25 年 3 月 25 日に[]役所を訪れ、生活相談を行ったこと。
その際、脳梗塞にて入院中の前妻について、生活保護を受給できないか相談したこと。
なお、請求人と前妻は、前妻の入院中に離婚をしているが、離婚後も同一の世帯を維持している。
処分庁は、生活保護制度を説明し、請求人と前妻は同一住居に暮らしているため、同一世帯として保護が適用となる旨を伝えたこと。
- (2) 請求人は平成 25 年 3 月 26 日に処分庁を訪れ、生活相談を行ったこと。
その際、処分庁は生活保護を申請するのであれば二人で申請する方向を考え、また相談するよう伝えたこと。
- (3) 請求人は平成 25 年 5 月 10 日に、前妻とともに処分庁を訪れ、生活相談を行ったこと。
相談の結果、生活保護開始申請書を提出し、処分庁が受理したこと。
- (4) 請求人は平成 25 年 5 月 14 日に、家賃地代証明書を処分庁に提出したこと。住居は請求人の姉の名義となっていたこと。
- (5) 処分庁は平成 25 年 5 月 17 日に、請求人宅を訪問し、請求人及び前妻の生活歴、世帯の収入等を聴取したこと。
その際、通帳により主の年金収入が月額[]円、前妻の 4 月分賃金（5 月支払い分）が[]円であることを確認したこと。
- (6) 処分庁は平成 25 年 5 月 20 日に、請求人の姉宅へ実地調査を行い、扶養届出書を受理したこと。
姉の届出書には、精神的な支援は可であること、金銭的な支援は不可である旨の記載があったこと。
その際、請求人の姉は家賃については今までもらったことはないと述べたこと。
- (7) 同日、請求人の前妻の長男が処分庁を訪れ、扶養届出書を提出したこと。
長男の届出書には、精神的な支援は可であること、金銭的な支援は不可である旨の記載があったこと。
- (8) 処分庁は、平成 25 年 5 月 24 日にケース診断会議を実施。

最低生活費	収入状況（4 月分）
生活扶助 [] 円	請求人年金収入 [] 円
医療費（月） [] 円	前妻就労収入 [] 円
計 [] 円	計 [] 円

上記のとおり収入が保護の基準により算定した最低生活費を上回り、前妻が

退院の後、病状による就労時間の制限があるにもかかわらず、上記の収入を得ており、且つ、就労を継続できているため、次月以降の同程度の収入が見込めるとして、世帯の収入により最低生活が維持可能と判断し、本件処分を決定したこと。

また、その通知には却下の理由として「世帯の収入により最低生活が維持可能なため」と記載されていること。

2 判断

(1) 判断の根拠となる法令等は以下のとおりである。

ア 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

また、法第5条第1項によれば、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされ、生活保護制度における基本的な原則の一つである保護の補足性について定めている。

イ また、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同条第2項の規定によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

ウ これを受けて厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号、以下「保護基準」という。)を定めている。

これにより、法において保障されるべき最低生活費が要保護世帯各々について具体的に算定され、また、最低生活費と要保護世帯の資力(収入)とを対比して保護の要否が判断され、その資力で充足することのできない不足分について、保護が行われることになるものである。

エ 次に、収入の認定については、次官通知第8の1によれば、「要保護者が保護の開始の申請をしたときは、当該保護者の収入に関し、申告を行わせること」、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるもの」とされ、「これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とされている。

さらに、「収入の認定に当たっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてにおいて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」とされている。

オ また、次官通知第8の2によれば、「収入の認定は、月額によることとし、

この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月もしくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること」とされている。

カ さらに、次官通知第8の3の(1)アによれば、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務等の収入総額を認定すること」と規定し、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」と規定し、第8の3の(4)では、勤労に伴う必要経費として、基礎控除額表による基礎控除額を規定している。

キ その具体的な手続きについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1の(1)によれば、勤労による常用収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明書を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもって、これに代えても差しつかえないこと」と規定している。

ク 次に、保護の要否の決定については、局長通知第10の2によれば、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」とされている。

ケ また、保護の要否判定を行う際の必要経費については「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第10の5の答によれば、「勤労収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費(一部略)並びに勤労に伴う必要経費のうち、局長通知第8の3の(1)によって認定された基礎控除額に70%を乗じて得た額(世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの基礎控除額に70%を乗じて得た額の総額)を認定するものであること」とされている。

(2) そこで、以上を本件についてみると、処分庁は第2の1認定事実(5)により、平成25年4月の世帯の収入が最低生活費をこえていること、前妻が退院後も医師の意見に基づいた制限時間内の就労を行い、且つ就労を継続していることから、収入をほぼ確実に推定できるため、保護を要しないと判断し、保護申請を却下した。

しかし、収入認定における収入額の推計にあつては、保護の実施機関は法第4条第1項の基本原則に照らし、その職権行為の及ぶ範囲内において、できる限りの確実性を求めることに配慮することが求められていると解すべきである。

処分庁は、3~5月分の収入を申告させているが、結果として収入認定に用い

たのは4月分賃金と年金収入のみであり、判断才、キ及びクに反している。

また、4月分の収入についても、単に通帳を確認したのみで、判断工、力、キ及びケに定める必要な調査をせずに収入認定を行っており、取扱いに誤りがある。審査請求人及び前妻の就労日数や必要経費等の状況も十分に明らかになっていない。

よって、前妻が退院後の4月も相応の就労をし、且つ継続しているから世帯の収入がほぼ確実に推定できるとした処分庁の判断には誤りがあり、これに基づいた本件処分は不当である。

なお、審査請求人が納得がいかないとする「世帯の収入により最低生活が維持可能なため」という却下理由については、仮に審査請求人から適正な世帯の収入申告がなされ、処分庁による調査が適切に行われた結果、認定された収入額が最低生活費を上回るとすれば、却下理由として妥当である。

以上により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部 守



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

上記は謄本です。

平成25年7月16日

長野県知事 阿部 守

